

# 1

## 警察、検察庁、裁判所での手続きの流れ

### 成人事件での手続きの流れ

警察

事件発生 年 月 日

捜査の開始

※被害者連絡制度

○事情聴取  
○供述調書作成

加害者の特定

○証拠品提出  
○実況見分立会い

任意捜査

逮捕 年 月 日

…48時間以内

検察庁へ書類送致 年 月 日

検察庁へ身柄付送致

○事情聴取  
…24時間以内

検察庁

勾留請求

…最長20日間

裁判にかけるかどうかの判断

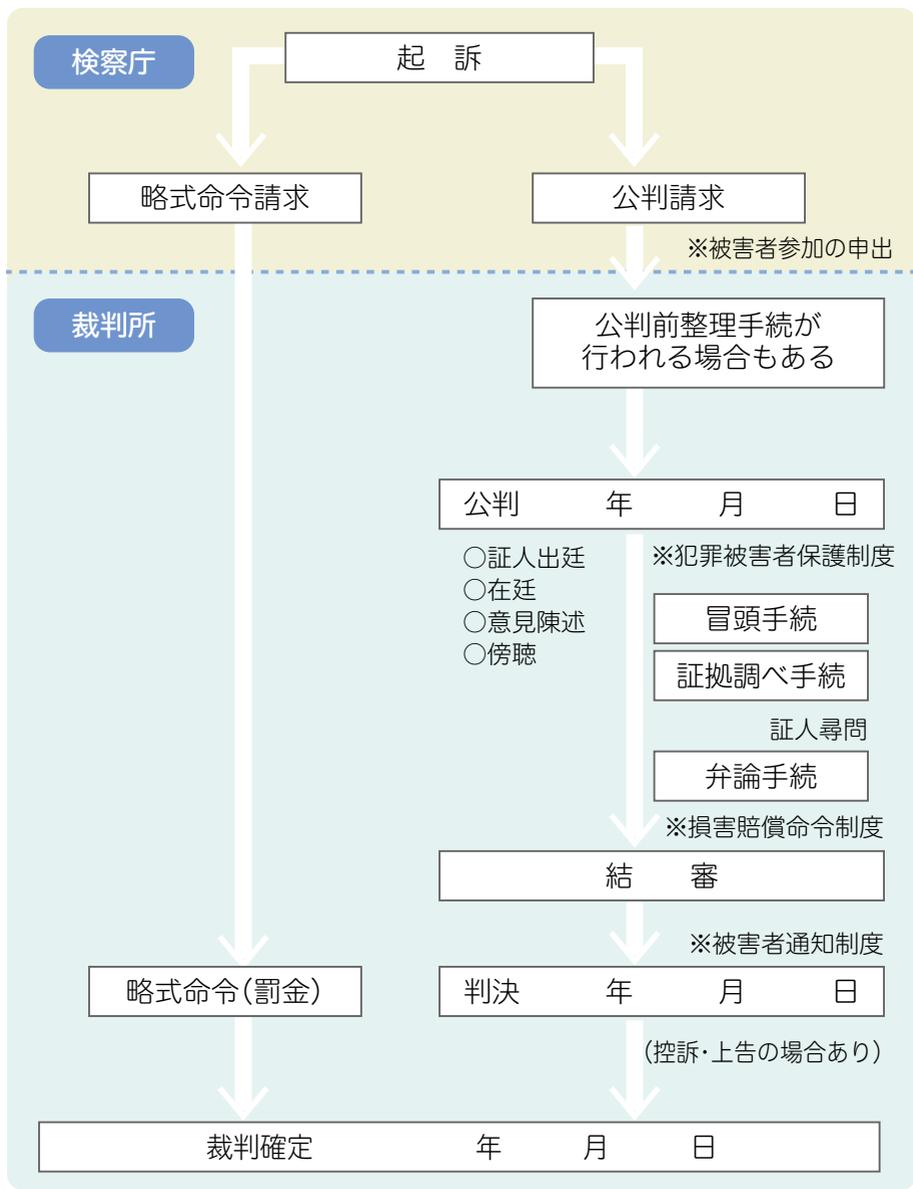
起訴 年 月 日

不起訴 年 月 日

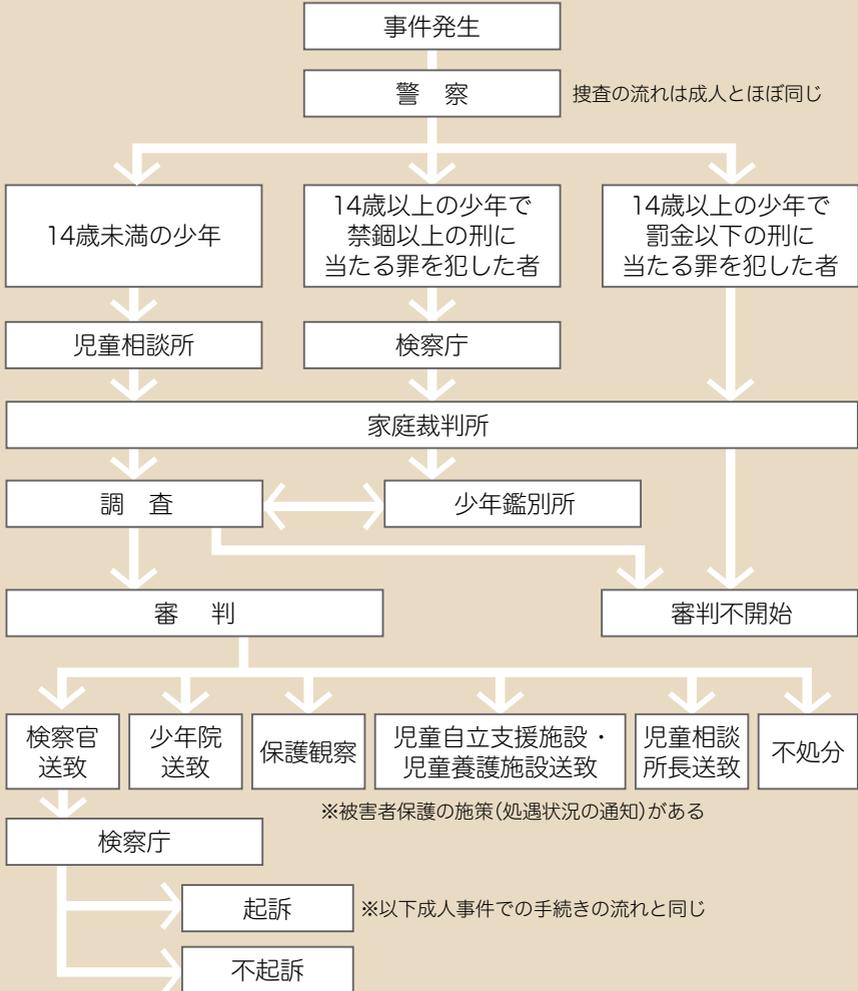
次ページへ

不起訴処分に不服がある場合、  
検察審査会に  
審査申立てができる

手続きに沿ってペンやマーカーなどで矢印に色をつけてください



## 少年事件での手続きの流れ



手続きに沿ってペンやマーカーなどで矢印に色をつけてください



memo



A large grid of small dots for writing, consisting of 20 columns and 30 rows.

## 被害者が利用できる支援制度

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための支援制度については、以下のようなものがあります。

### ■ 警察の「被害者支援要員制度」

警察では、殺人・傷害・性犯罪等の事件、ひき逃げ事件、交通死亡事故等について、捜査員とは別に指定された警察職員が、被害の発生直後から、付添い、説明、ヒアリング、民間被害者支援団体の紹介などの支援を行っています。

### ■ 警察の「被害者連絡制度」

警察では、被害にあわれた方の希望に応じて、捜査状況、加害者の検挙状況、加害者の処分状況について連絡をしています。

※加害者が少年の場合には連絡内容に若干の違いがあります。

### ■ 警察の「公費負担制度」

警察では次の費用を公費で支出し、被害者等の経済的負担を軽減しています。

- ・ 遺体搬送料
- ・ 医療費等（診断書料、緊急避妊経費、カウンセリング費等）
- ・ 一時避難場所の確保に要する経費
- ・ ストーカー・配偶者からの暴力事案の被害者等の一時避難に要する経費
- ・ ハウスクリーニングに要する経費

## ■ 「犯罪被害給付制度」

犯罪行為によって、ご家族の方を亡くされたご遺族、重大な負傷や疾病を負ったり、身体に障害が残った被害者の方に対して、労災保険等の公的給付や、加害者から十分な損害賠償を受けることができなかったときに、国が給付金を支給する制度です。給付金の種類は次のとおりです。

なお、申請期限は発生を知った日から2年、または発生した日から7年以内です。

### ・遺族給付金

対象：亡くなられた被害者の第1順位の遺族

内容：年齢や収入額等により算定した額が支給されます。犯罪行為により生じた負傷又は疾病について犯罪被害者が死亡前に診療を受けた場合には、その負傷又は疾病から3年間における『保険診療による医療費の自己負担額と休業損害を考慮した額の合算額』が支給されます。

### ・重傷病給付金

対象：重傷病

加療1か月以上かつ入院3日以上（PTSD等の精神疾患は加療1か月以上かつ3日以上労務に就くことができない程度）を要する負傷または疾病を負った場合

内容：負傷または疾病にかかった日から3年間における保険診療、医療費の自己負担分と休業損害額（上限120万円）

### ・障害給付金

対象：負傷又は疾病により障害が残った場合

内容：年齢や収入額、障害等級により算定した額が支給されます。

## 📞 問い合わせ先

所轄の警察署

又は 佐賀県警察本部 犯罪被害者支援室

📞 0952-24-1111（内線2183）



## ■ 検察庁の「被害者支援員制度」

検察庁では、犯罪被害者等への支援活動に携わる「被害者支援員」を配置しています。事件記録の閲覧、証拠品の返還など、各種手続の説明や援助など、刑事手続に関する相談を受け付けています。

## ■ 「被害者等通知制度」

被害者等の方に対し、事件の処分結果、刑事裁判の結果などに関する情報を提供する制度です。

### 通知を受けることのできる事項

- ・ 事件の処分結果
- ・ 裁判を行う裁判所・裁判が行われる日
- ・ 裁判結果
- ・ 加害者の身柄の状況、起訴事実、不起訴の理由の概要
- ・ 加害者の受刑中の処遇状況や出所状況の情報

通知を希望される場合には、担当の検察官か被害者支援員にお尋ねください。

## ■ 「被害者参加制度」

一定の犯罪の被害者等が、裁判所の決定により、公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加できる制度です。

参加の申出ができるのは、

- ① 殺人、傷害などの故意の犯罪行為により人を死傷させた罪
- ② 性被害に関する罪
- ③ 逮捕及び監禁の罪
- ④ 略取、誘拐、人身売買の罪
- ⑤ ②～④の犯罪行為を含む他の犯罪
- ⑥ 過失運転致死傷などの罪
- ⑦ ①～⑤の未遂罪

の犯罪被害者本人や法定代理人、犯罪被害者本人が亡くなった場合や心身に重大な故障がある場合の犯罪被害者の配偶者、直系親族、兄弟姉妹です。

起訴後はいつでも検察に参加の申出ができます。

参加を認められた被害者等を「被害者参加人」といいます。

被害者参加人になると、次のことができます。

- ① 公判期日に出席すること
- ② 検察官の権限行使に関し、意見を述べ、説明を受けること
- ③ 証人に尋問すること
- ④ 被告人に質問すること
- ⑤ 事実関係や法律の適用について意見を陳述すること

①から⑤の行為は弁護士に委託することができます。また、経済的に余裕がない方には、弁護士の費用を国が負担する国選被害者参加弁護士制度もあります。

### ■ 「被害者参加人への旅費等支給制度」

旅費(実費)、日当(1,700円/日)、宿泊費(1泊7,800円又は8,700円)が支給されます。請求期限は裁判が終了してから30日以内です。

### ■ 「国選被害者参加弁護士制度」

経済的に余裕のない被害者参加人の方も、弁護士による援助を受けていただけるようにするため、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度です。

被害者参加人の資力(現金・預金などの流動資産の合計額)から、犯罪行為を原因として6か月以内に支出することとなると認められる費用の額(治療費など)を差し引いた額が200万円未満である場合です。

## 📞 問い合わせ先

法テラス佐賀 (日本司法支援センター佐賀地方事務所)

📞 **0570-078361**

月～金曜日 9:00～17:00

- ・ 弁護士費用に関する経済的支援制度
- ・ 相談窓口の案内、法制度の紹介

佐賀地方検察庁被害者ホットライン

📞 **0952-22-4259**

月～金曜日 8:30～17:15

佐賀県弁護士会

📞 **0952-24-3411** (代表電話)

「犯罪被害相談」であることをお伝えください。



## ■ 「損害賠償命令制度」

刑事裁判の起訴状に記載された公訴事実に基づいて、その公訴事実に記載された犯罪によって生じた損害の賠償を請求するものです。申立てを受けた刑事裁判所は、刑事事件について有罪の判決があった後、刑事裁判の訴訟記録を証拠として取調べ、原則として4回以内の審理期日で審理を終わらせて損害賠償命令の申立てについて決定をします。被害者やご遺族等の方々の損害賠償請求に関する労力を軽減する仕組みになっています。

この決定に対して、当事者のいずれかから異議の申立てがあったときは、通常の民事訴訟の手続きに移ります。

### 対象事件

- ① 殺人、傷害などの故意の犯罪行為により人を死傷させた罪
- ② 性被害に関する罪
- ③ 逮捕及び監禁の罪
- ④ 略取、誘拐、人身売買の罪
- ⑤ ②～④の犯罪行為を含む他の犯罪
- ⑥ ①～⑤の未遂罪

※過失犯（業務上過失致死傷、重過失致死傷、過失運転致死傷等）は対象となりません。

### 手続方法

刑事事件を担当している裁判所に対して、損害賠償命令の申立書を提出する必要があります。なお、損害賠償命令制度を利用する際にその手続きなどについて弁護士に依頼することもでき、経済的な理由で弁護士費用等のお支払いが困難な方については、法テラスの民事法律扶助による費用立替制度を利用できる場合があります。

詳しくは法テラスへお問い合わせください。

## ■ 犯罪被害者等に関する情報の保護

裁判所は、性犯罪などの被害者の氏名等について、公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができます。（起訴状の朗読等の訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。）その他、情報保護に関する制度については、検察庁にお尋ねください。

## ■ 刑事事件における証人の付添い、ついで、ビデオリンクなどの措置

裁判所の判断によって、証人への付添い、ついで、ビデオリンク方式での尋問が認められます。検察庁または裁判所にお尋ねください。

## ■ 心情等の意見陳述制度

被害者やご遺族等の方々が法廷で心情等の意見を述べるができる制度です。検察庁にお尋ねください。

## ■ 冒頭陳述の内容を記載した書面の交付

検察官が冒頭陳述に際して、被害者等の希望があるときは原則として、冒頭陳述実施後に、その内容を記載した書面を交付することとなっています。検察庁にお尋ねください。

## ■ 公判記録の閲覧・謄写（コピー）

原則として、公判記録の閲覧、謄写（コピー）が認められます。「事件について知りたい」という理由でも閲覧等の希望ができます。（手数料・費用が必要）裁判所または同種余罪の被害者等の場合は検察庁にお尋ねください。



### ■ 被害者等の意見陳述制度

家庭裁判所に対して、自分の気持ちや事件についての意見を述べることができます。

意見陳述には、次の3つの方法があります。

- ① 審判の場で裁判官に対して行う
- ② 審判以外の場で裁判官に対して行う
- ③ 審判以外の場で家庭裁判所調査官に対して行う

※①の場合、少年や少年の保護者が在席することがあります。

どの方法によるかは、申出をされた方の希望を踏まえて決定されます。また、心情や意見を述べる際は緊張や不安を和らげるために家族等に付添ってもらうこともできます。

### ■ 被害者等による少年審判の傍聴制度

少年の故意の犯罪行為や過失運転致死傷などの交通事件について、家庭裁判所が少年の年齢や心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮して、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときに許されます。ただし、少年が事件当時12歳に満たなかった場合には、法律により傍聴が認められていません。

### ■ 被害者等に対する審判状況の説明制度

少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認められる場合に、審判期日で行われた手続などについて説明を受けることができます。

### ■ 少年事件記録の閲覧・謄写（コピー）

審判を開始する決定があった事件で、家庭裁判所に送られてきた捜査段階の記録や審判期日調書などについて、少年や関係者のプライバシーに深く関わるものなどを除き、原則として、閲覧・謄写（コピー）をすることができます。

## ■ 被害者等に対する審判結果等の通知制度

少年の健全な育成を妨げるおそれがない場合に、少年の氏名や審判の結果などの通知を受けることができます。

### 📞 問い合わせ先

少年事件の制度に係る問合せ・申出はお近くの家庭裁判所へ

佐賀家庭裁判所 📞 **0952-23-3161**

同 唐津支部 📞 **0955-72-2138**

## ■ 被害者等通知制度（少年審判後の通知）

少年審判において保護処分を受けた加害者（少年）の少年院における処遇状況や保護観察中の処遇状況などについて通知が受けられます。

通知が受けられる事項は、次のとおりです。

- 入院年月日及び収容されている少年院の名称・所在地
- 少年院における教育状況（おおむね6か月ごとに通知）
- 少年院を出院した年月日
- 仮退院審理を開始した年月日
- 仮退院を許す旨の決定をした年月日
- 保護観察が開始された年月日や保護観察終了予定年月日
- 保護観察中の処遇状況等（おおむね6か月ごとに通知）
- 保護観察が終了した年月日

制度の利用を希望される場合には、加害者の審判結果に従って下記へお尋ねください。

- ① 「少年院送致」の場合：お近くの少年鑑別所
- ② 「保護観察」の場合：お住まいの都道府県にある保護観察所

※上記のほか、P51、52記載の支援制度も利用できます。  
また、P53～56記載の支援制度も利用できる場合があります。

### 📞 問い合わせ先

佐賀少年鑑別所 庶務課

📞 **0952-26-2281**

佐賀保護観察所 被害者専用

📞 **0952-27-4155**



## 4

# 加害者が保護観察を受けている場合の 犯罪被害者等の方々のための制度

### ■ 意見等聴取制度

地方更生保護委員会が行う加害者の仮釈放・仮退院の審理において、加害者の仮釈放・仮退院について意見や被害に関する心情を述べることができます。

### ■ 心情等伝達制度

保護観察中の加害者に被害者の方の心情等を伝えることができます。

### ■ 被害者等通知制度

加害者の保護観察等の状況を知ることができます。

### ■ 相談・支援

専任の担当者に不安や悩み事を相談することができます。

※被害者の方の秘密は厳重に守られます。

📞 問い合わせ先

佐賀保護観察所 被害者専用

📞 0952-27-4155





memo



A large grid of small dots for writing, consisting of 20 columns and 30 rows.

佐賀県では、県及び全市町に犯罪被害者等支援条例が制定されています。

### ■ 犯罪被害者等に対する見舞金の給付制度

県内全ての市町で、犯罪被害者等に対する見舞金の給付を行っています。

#### ・遺族見舞金

対象者：殺人、傷害等の犯罪被害に遭い、死亡した方の遺族  
金 額：30万円

#### ・傷害見舞金

対象者：傷害等の犯罪により加療1か月以上を要する傷害を負った被害者  
金 額：10万円

※支給対象外の場合や申請期限がある場合もありますので、詳しくは各市町犯罪被害者支援窓口へお問い合わせください。



問い合わせ先

各市町犯罪被害者支援窓口

→ (P63参照)

### ■ 公営住宅の一時入居・優先入居

犯罪行為によりそれまでの住居に住めなくなった方等については、公営住宅の一時入居や優先入居ができる場合があります。

※実施していない市町もありますので、詳しくは各市町にお問い合わせください。



問い合わせ先

各市町犯罪被害者支援窓口

又は 佐賀県建築住宅課 (住宅管理担当)

→ (P63参照)

0952-25-7368

## ■ 佐賀県無料法律相談

法テラスの犯罪被害者法律援助を資産要件等により利用できない犯罪被害者等が、法律相談を無料で2回受けられる制度があります。詳しくはお問い合わせください。

📞 お問い合わせ先 \_\_\_\_\_

佐賀県くらしの安全安心課（地域安全担当）

📞 **0952-25-7060**

## ■ 交通事故に関する無料相談

交通事故に関する損害賠償、保険請求の方法、示談の方法等について、交通事故相談員が相談を受け付け、助言や問題解決の支援を行っています。

### ・弁護士相談

相談日時 毎月第2・第4金曜日（原則）午前10時～12時

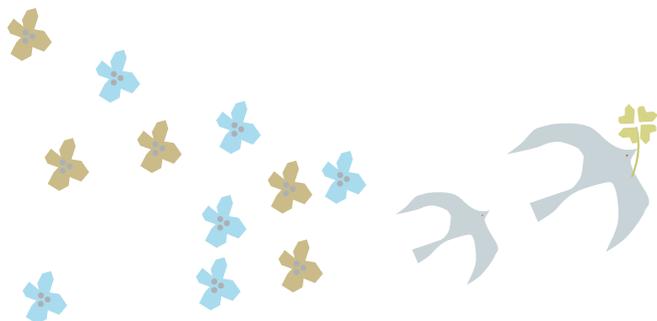
※予約制となっています。まずは交通事故相談所へお問い合わせください。

📞 お問い合わせ先 \_\_\_\_\_

佐賀県交通事故相談所（アバンセ3階くらしの安全安心課内）

📞 **0952-25-7061**

年末年始を除く毎日 午前9時～午後4時



## 6

## 佐賀県内各市町犯罪被害者等支援窓口

佐賀県犯罪被害者支援窓口

(佐賀県くらしの安全安心課)

 0952-25-7060

市 町	支援担当窓口	連絡先
佐 賀 市	生 活 安 全 課	<b>0952-40-7012</b>
唐 津 市	総 務 課	<b>0955-72-9113</b>
鳥 栖 市	総 務 課	<b>0942-85-3506</b>
多 久 市	防 災 安 全 課	<b>0952-75-2181</b>
伊 万 里 市	人権・同和对策課	<b>0955-23-2190</b>
武 雄 市	防 災・減 災 課	<b>0954-23-9223</b>
鹿 島 市	総 務 課	<b>0954-63-2112</b>
小 城 市	社 会 福 祉 課	<b>0952-37-6107</b>
嬉 野 市	総 務・防 災 課	<b>0954-66-9111</b>
神 埼 市	防 災 危 機 管 理 課	<b>0952-37-0104</b>
吉 野ヶ 里 町	総 務 課	<b>0952-37-0330</b>
基 山 町	住 民 課	<b>0942-85-8171</b>
上 峰 町	総 務 課	<b>0952-52-2181</b>
み や き 町	総 務 課	<b>0942-89-1651</b>
玄 海 町	住 民 課	<b>0955-52-2158</b>
有 田 町	総 務 課	<b>0955-46-2111</b>
大 町 町	総 務 課	<b>0952-82-3111</b>
江 北 町	総 務 課	<b>0952-86-2111</b>
白 石 町	総 務 課	<b>0952-84-7111</b>
太 良 町	総 務 課	<b>0954-67-0129</b>

## 各種支援制度や手続きの窓口

犯罪被害により様々な手続きが必要になる場合があります。

主な手続きの窓口を以下に記載しておりますので、詳しくは各機関に御確認ください。なお、手続き漏れや申請期限切れなどのないように気をつけましょう。

※下記一覧の中には、要件等により利用できないものもあります。

### ■ 保健医療・福祉サービスについて

手続き・申請内容		窓 口	担当者	連 絡 先
1	心の不安など 佐賀県DV総合 対策センター (お問い合わせ等) <b>0952-28-1492</b>	佐賀VOISS		<b>0952-33-2110</b>
		佐賀県 精神保健福祉センター		<b>0952-73-5060</b>
		女性総合相談		<b>0952-26-0018</b>
		男性総合相談		<b>080-6426-3867</b>
		LGBTsに関する 相談		<b>090-1926-8339</b>
2	相談・カウンセリング	佐賀VOISS		<b>0952-33-2110</b>
		警察署または 警察本部		
3	第三者行為による傷病届	市町		
4	第三者行為による傷病届 (被雇用者保険)	加入の健康保険の 保険者		
5	高額療養費	加入の健康保険の 保険者		
6	ひとり親家庭等医療費助成	市町		
7	自立支援医療費支給	市町		
8	介護保険	市町		
9	子どもの医療費助成	市町		
10	犯罪被害者等に対する 診断書料等公費負担	警察署または 警察本部		

## ■ 居住の安定、二次的被害及び再被害の防止について

手続き・申請内容		窓 口	担当者	連 絡 先
1	【緊急】一時避難場所の提供	警察署または 警察本部		
		市町		
2	公営住宅への 一時入居・ 優先入居	(県営住宅) 佐賀県 建築住宅課		<b>0952-25-7368</b>
		(市町営住宅) 市町		
3	被害者等通知制度	検察庁		<b>0952-22-4259</b>
		保護観察所		
4	被害者等通知制度（少年事件）	少年鑑別所 保護観察所		
5	住民票等の閲覧・交付制限	市町		
6	ネットトラブル相談窓口	佐賀県 情報課 デジタルイノベーション室		<b>0120-060-767</b>  LINE ID @sagasoudan  メールアドレス help@saga-soudan.net
7	総合人権相談窓口	人権啓発センター さが		<b>0952-25-7229</b>
8	様々な人権問題の電話による窓口	みんなの人権110番 (法務省)		<b>0570-003-110</b>

## ■ 日常生活の支援について

	手続き・申請内容	窓口	担当者	連絡先
1	【日常】生活支援	佐賀VOISS		<b>0952-33-2110</b>
2	【緊急】生活サポート事業 (障害関係)	市町		
3	ひとり親家庭 日常生活支援事業	佐賀県ひとり親 家庭サポートセンター		<b>0952-97-9767</b>
4	障害福祉サービス	市町		
5	介護保険サービス	市町		
6	有償家事援助サービス	お住まいの地域の 社会福祉協議会		
		NPOなど		
7	送迎サービス (有償のものを含む)	お住まいの地域の 社会福祉協議会		
		佐賀VOISS		<b>0952-33-2110</b>
		NPOなど		
8	【緊急時】 子どもの一時保護	最寄りの 児童相談所		
9	乳幼児・児童一時預かり	市町		
10	転校（小・中学校）	市町教育委員会		
11	転校（高等学校） (公立→公立)	転入先の高校を所管する 都道府県教育委員会		
12	転校（高等学校） (私立→私立)	転入先高校		

## ■ 経済的負担の軽減、経済的支援について

	手続き・申請内容	窓 口	担当者	連 絡 先
1	犯罪被害者等見舞金	市町		
2	犯罪被害者等給付金	警察署または 警察本部		
3	生活福祉資金の貸付	お住まいの地域の 社会福祉協議会		
4	性暴力被害者の受診 及び費用負担	警察署または 警察本部		
		さがmirai		<b>0952-26-1750</b>
5	遺族基礎年金・死亡一時金 ・寡婦年金	市町		
6	遺族厚生（共済）年金	年金事務所		
7	障害基礎年金	市町		
8	障害厚生（共済）年金	年金事務所		
9	障害者手帳交付	市町		
10	生活保護	市町		
11	母子父子寡婦福祉資金貸付金	お住まいの県保健福祉 事務所・市福祉事務所		
12	児童扶養手当	市町		
13	就学援助制度	市町		
14	母子家庭奨学金（給付）	市町		

手続き・申請内容		窓口	担当者	連絡先
15	交通遺児等奨学金（給付）	公益財団法人 交通遺児育英会		<b>0120-521286</b>
		佐賀善意銀行 （佐賀新聞社内）		<b>0952-28-2153</b>
16	交通遺児等無利子生活資金 貸付	NASVA交通被害者 ホットライン		<b>0570-000738</b>
17	交通事故による 重度後遺障害介護料支給	NASVA交通被害者 ホットライン		<b>0570-000738</b>
18	支援金の給付	交通遺児等育成基金		<b>0120-16-3611</b>
19	奨学金の給付	公益財団法人 犯罪被害救援基金		<b>03-5226-1020</b>
		高校生 以上	日本財団 まごころ奨学金	<b>03-6229-5347</b>

## ■ 雇用の安定、労働問題について

手続き・申請内容		窓口	担当者	連絡先
1	就労支援事業	最寄りの 公共職業安定所		
2	ひとり親家庭への就労支援	佐賀県ひとり親家庭 サポートセンター		<b>0952-97-9767</b>
3	障害者の就業・生活支援	佐賀県障害福祉課 就労支援室		<b>0952-25-7389</b>
4	労働問題に関する 窓口情報の提供等	佐賀労働局		<b>0952-32-7218</b>

## ■ 法律相談、刑事手続きへの参加について

手続き・申請内容	窓 口	担当者	連 絡 先
1 法律相談	弁護士会		<b>0952-24-3411</b> (代表番号)
	法テラス		<b>0570-078361</b>
	市町		
(交通事故に関するもののみ)	佐賀県 交通事故相談所		<b>0952-25-7061</b>
2 弁護士の無料法律相談の案内	佐賀県 くらしの安全安心課		<b>0952-25-7060</b>
3 被害者連絡制度	警察署または 警察本部		
4 被害者等通知制度	検察庁		<b>0952-22-4256</b>

## ■ 各種手続きについて

	手続き・申請内容	窓口	担当者	連絡先
1	死亡届	市町		
2	世帯主変更届	市町		
3	国民健康保険 (加入・変更・埋葬料申請)	市町		
4	その他の保険 (加入・変更・埋葬料申請)	加入の健康保険組合		
5	厚生年金 (加入・変更・年金受給手続き)	年金事務所		
6	共済年金	共済組合		
7	国民年金	市町		
8	遺産相続	弁護士・司法書士・市町等		
9	相続放棄・限定承認	家庭裁判所		
10	土地・建物（登記等）	法務局		
11	電気	電力会社		
12	ガス	ガス会社		
13	水道	市町		
14	預貯金、株式等	金融機関		
15	自動車（名義変更、廃車等）	佐賀運輸支局		
16	運転免許（返却等）	警察署または 運転免許センター		
17	マイナンバー（個人番号）カード	市町		
18	相続税の相談・申告・納付	税務署		
19	準確定申告	税務署		
20	生命保険	生命保険会社		